

内部監査の実施状況について

(令和5年3月31日現在)

【山形労働局】

監査対象官署	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和4年10月4日から令和4年12月5日にかけて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・出勤簿、休暇簿関係、旅行命令簿関係、週休日の振替等命令簿、外部電磁的記録媒体庁外持出簿において、押印漏れ、記載漏れ、記載誤り、未整備が認められたほか、非常勤職員の勤務状況記録メモ作成漏れ、物品の購入・役務の提供の伺における購入等理由が明確でないものが一部認められた。(8課室)	・押印漏れ、記載漏れ、記載誤り、未整備については是正し、非常勤職員の勤務状況記録メモは作成を指示した。物品の購入・役務の提供の伺は、必要性・理由について適正なものであることを確認し、その内容を追記した。今後は処理要領に基づき適正な事務処理を行うこととする。
山形労働基準監督署他4署	令和4年10月13日から令和4年11月18日にかけて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・休暇簿関係、超過勤務命令簿、外部電磁的記録媒体庁外持出簿において、押印もれ、記載もれ、記載誤りが認められたほか、代休処理すべきところ週休日の振替処理がさなれているものが認められた。(5署)	・押印もれ、記載もれ、記載誤りについては是正し、週休日の振替処理を訂正し、代休処理を行った。今後は、処理要領に基づき適正な事務処理を行うよう周知、徹底を図っていくものとする。
山形公共職業安定所他7所	令和4年10月14日から令和4年11月29日にかけて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・出勤簿、休暇簿関係、旅行命令簿関係、超過勤務命令簿関係、外部電磁的記録媒体庁内管理使用簿、現金出納簿において、押印もれ、記載もれ、記載誤りが認められたほか、非常勤職員の勤務状況記録メモの作成漏れ、一部旅行に係る復命書の未作成が認められた。(8所)	・押印もれ、記載もれ、記載誤りについては是正し、非常勤職員の勤務状況記録メモ、未作成の復命書は作成を指示した。今後は、処理要領に基づき適正な事務処理を行うよう周知、徹底を図っていくものとする。